

## チャイルドシート・ベビーカー借用規程

### 〈貸出しの目的〉

第1条 普及が不十分な現状にあるチャイルドシートの普及や正確な使用方法についての啓発を図るとともに、乳幼児養育世帯等の福祉増進を図ることを目的とし、社会福祉法人勝山市社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有する機器の貸出しを行う。

### 〈利用対象者〉

第2条 機器の利用者は、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所があり、概ね6歳以下の幼児または乳児を養育している世帯の世帯主または使用者である乳幼児の父母または家族
- (2) 父母や家族の都合により幼児または乳児を一時的に預かり、養育を行う親族等で、市内に住所を有する者。ただし、この場合は短期借用のみの対象とする。
- (3) その他、社協会長が必要と認める者。

### 〈借用機器〉

第3条 利用者が借用できる機器は次のとおりとする。

- (1) チャイルドシート（新生児～乳児用）  
新生児から3歳までの乳（幼）児を対象とする。
  - (2) ジュニア対応チャイルドシート（乳児～幼児）  
1歳以上6歳以下の乳幼児を対象とする。
  - (3) ベビーカー  
概ね2歳までの乳幼児
- 2 利用者が借用できる機器は、原則として、前項の各機器について1人1台限りとする。

### 〈借用期間〉

第4条 利用者が機器を借用できる期間は次のとおりとする。

- (1) 1カ月以内（短期借用）  
借用時に第5条に定める負担金を納入する。借用期間を延長する場合は別途更新の申請を行うものとし、延長期間は原則2回、かつ2カ月以内とする。また、延長して借用する場合、第5条に定める維持管理協力金を納入しなければならない。
- (2) 1年以内（長期借用）  
借用時に第5条に定める負担金を納入する。借用期間を延長する場合は別途更新の申請を行うものとし、延長期間は原則1回、かつ1年以内とする。また、延長して借用する場合、第5条に定める維持管理協力金を納入しなければならない。

### 〈借用に係る費用〉

第5条 利用者は機器を借用または借用の更新を行う際、借用の期間に応じて次の表に定める負担金または維持管理協力金を納入しなければならない。

	チャイルドシート	ジュニア対応シート	ベビーカー	備考
短期借用 (1カ月以内) *借用時納入	1,000円	1,000円	1,000円	付属品のクリーニング費用及び本体の維持管理費用の一部
長期借用 (1年以内) *借用時納入	5,000円	5,000円	5,000円	付属品の買取費用及び本体の維持管理費用の一部
		*ベルト不使用 3,500円		
維持管理協力金 *更新時納入	短期			付属品のクリーニング費用及び本体の維持管理費用の一部
	1,000円	1,000円	1,000円	
	長期			
	2,000円	2,000円	2,000円	

〈申請〉

第6条 機器の利用者は、「借用申請書」(社協指定様式)により申請を行い、社協会長の許可を得なければならない。

- 2 更新の申請は借用日から1年(短期借用の場合1カ月)を経過する日までに行い、借用の更新を希望する場合、「借用(更新)申請書」(社協指定様式)の提出と第5条で定める更新特別会費の納入をもって行うものとする。

〈遵守事項〉

第7条 機器の借用にあたり、利用者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、使用説明書及び本規程で定める内容について十分確認するとともに、担当職員や指定事業者の説明に従い、適切な方法で使用しなければならない。
- (2) 利用者は、機器を改造、譲渡、交換、転借してはならない。
- (3) 利用者は、借用した機器を良好な状態にて保守管理を行うとともに、使用中、機器に不具合や損傷が認められた場合は速やかに使用を中止し、社協に連絡の上対応を協議するものとする。
- (4) 利用者は、機器の使用者である乳幼児の成長等により借用の必要がなくなった場合や利用者または使用者が市外に転居する場合は、当初に申請した借用期間内であっても機器等を速やかに返却しなければならない。
- (5) 利用者は、機器返却時に借用機器に著しい汚れがある場合、利用者が清掃し返却する又は、クリーニング代を負担するものとする。

〈損害賠償等〉

第8条 機器の使用に係る事故や損害の賠償について、その原因が社協の負うべき事由にあり、かつ社協が加入する保険で適用できる場合を除き、利用者は社協に対して損害賠償を求めことはできない。特に、交通事故による使用者への損害や機器の破損については、利用者が加入する自動車保険等による対応とする。

- 2 利用者の故意または過失による機器の破損または賠償責任について、その責任はすべて利用者が負うものとする。
- 3 利用者は、社協が負うべき事由による場合を除き、破損した機器については、責任をもって弁済しなければならない。

〈その他〉

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

付則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年12月20日から施行する。(但し、平成25年10月1日から適用する。)

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

貴殿の借用（更新）期限は 令和 年 月 日です

\*短期 1カ月後の同日（休日や同日がない場合は繰下げ）

\*長期 1年経過した月の月末